



TOKIO MARINE
ASSET MGT

2020年4月7日作成

東京海上・円資産バランスファンド(年1回決算型)

愛称:円奏会(年1回決算型)

追加型投信/国内/資産複合

販売用資料

“守りながら増やす運用” ~1-3月期はコロナショックにより市場が混乱~

「東京海上・円資産バランスファンド(年1回決算型)」(以下、「円奏会(年1回決算型)」)は、運用開始から5年が経過し、2020年3月末までの累積リターン(税引前分配金再投資ベース)が **+7.5%** となりました。

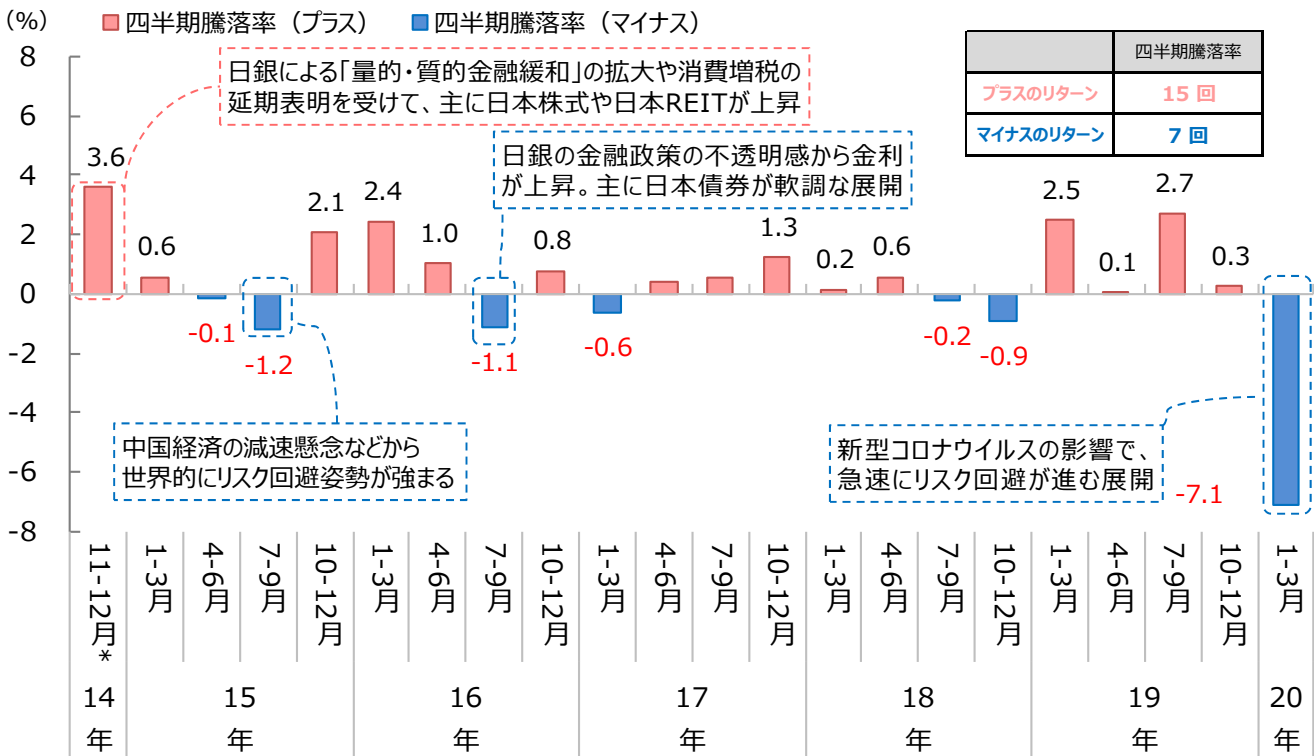
四半期騰落率の推移を振り返ると、2015年7-9月期の「チャイナショック」や、日銀の金融政策の不透明感から長期金利が短期間で上昇した2016年7-9月期などでマイナスのリターンとなりましたが、2020年1-3月期は新型コロナウイルスの感染拡大による市場の混乱の中、設定来で最大の下落となりました。

2020年1-3月期(当四半期)のリターンは**-7.1%**となり、日本債券、日本株式、日本REITのすべてのマザーファンドが下落しました。株式・REIT市場は、新型コロナウイルスの感染拡大による実体経済の悪化懸念や、原油価格の急落などから投資家のリスク回避姿勢が強まったことで、大幅な下落となりました。債券市場も、リスク資産の下落による損失を補うため、利益確定の動きが活発化し下落したことで、「円奏会」の分散投資効果が発揮しにくい市場環境となりました。このような環境下、「円奏会」は日本株式・日本REITの配分比率を引き下げ、基準価額の変動を抑える対応を行っています。

「円奏会(年1回決算型)」は、基準価額の変動リスクを一定水準に抑制することによって、様々な市場環境に対応することをめざしています。今後も、ファンドのコンセプトである“守りながら増やす運用”を実現できるよう努めてまいります。

「円奏会(年1回決算型)」の四半期騰落率の推移

2014年11-12月*~2020年1-3月、四半期



* 2014年11-12月は、設定日前営業日(2014年11月7日)を10,000円として、12月末までの騰落率としています。
 ※騰落率は、税引前分配金を再投資したものと計算した基準価額を基に算出しているため、実際の投資家利回りとは異なります。
 ※上記は過去の実績であり、将来の動向等を示唆・保証するものではありません。

ファンドの主なリスクについて

詳しくは、投資信託説明書（交付目論見書）、契約締結前交付書面等をご確認ください。

- 投資する有価証券等の値動きにより基準価額は変動します。したがって、**投資元本は保証されているものではなく、投資元本を割り込むことがあります。**
- **運用による損益は、全て投資者に帰属します。**
- 投資信託は**預貯金や保険と異なります。**
- ファンドへの投資には主に以下のリスクが想定されます。

価格変動リスク	株価は、政治・経済情勢、発行企業の業績・財務状況、市場の需給等を反映して変動します。株価は、短期的または長期的に大きく下落することがあります（発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなることもあります）。組入銘柄の株価が下落した場合には、基準価額が下落する要因となります。REITの価格は、REITが保有する不動産の評価の下落、不動産市況に対する見通しや需給等、さまざまな要因を反映して変動します。組入REITの価格が下落した場合には、基準価額が下落する要因となります。
金利変動リスク	公社債は、一般に金利が上昇した場合には価格は下落し、反対に金利が下落した場合には価格は上昇します。したがって、金利が上昇した場合、基準価額が下落する要因となります。
信用リスク	一般に、公社債や短期金融商品等の発行体にデフォルト（債務不履行）が生じた場合、またはデフォルトが予想される場合には、当該公社債等の価格は大幅に下落することになります。したがって、組入公社債等にデフォルトが生じた場合、またデフォルトが予想される場合には、基準価額が下落する要因となります。
流動性リスク	受益者から解約申込があった場合、組入資産を売却することで解約資金の手当てを行うことがあります。その際、組入資産の市場における流動性が低いときには直前の市場価格よりも大幅に安い価格で売却せざるを得ないことがあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

ファンドの費用について

詳しくは、投資信託説明書（交付目論見書）、契約締結前交付書面等をご確認ください。

投資者が直接的に負担する費用	
購入時手数料	購入価額に 1.65%（税抜1.5%） の率を乗じて得た額を上限として販売会社が個別に定める額とします。
信託財産留保額	ありません。
投資者が信託財産で間接的に負担する費用	
運用管理費用（信託報酬）	ファンドの純資産総額に 年率0.924%（税抜0.84%） を乗じて得た額
その他の費用・手数料	以下の費用・手数料等がファンドから支払われます。 <ul style="list-style-type: none"> ・監査法人に支払うファンドの監査にかかる費用 ・ファンドの純資産総額に年率0.011%（税込）をかけた額（上限年66万円）を日々計上し、毎計算期間の最初の6か月終了日および毎計算期末または信託終了の時にファンドから支払われます。 ・組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料 ・資産を外国で保管する場合にかかる費用 ・信託事務等にかかる諸費用 <small>※監査にかかる費用を除く上記の費用・手数料等は、取引等により変動するため、事前に料率、上限額等を表示することができません。</small>

※上記の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、事前に表示することができません。

■ お申込み、投資信託説明書（交付目論見書）のご請求は後述の販売会社一覧をご確認ください。

■ 設定・運用は

東京海上アセットマネジメント株式会社

商号等：東京海上アセットマネジメント株式会社
金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第361号

加入協会：一般社団法人投資信託協会
一般社団法人日本投資顧問業協会
一般社団法人第二種金融商品取引業協会

商号 (五十音順)	登録番号	加入協会			
		日本証券業協会	一般社団法人 日本投資 顧問業協会	一般社団法人 金融先物 取引業協会	一般社団法人 第二種金融商品 取引業協会
株式会社 愛知銀行	登録金融機関 東海財務局長 (登金) 第12号	○			
株式会社 あおぞら銀行	登録金融機関 関東財務局長 (登金) 第8号	○		○	
株式会社 足利銀行	登録金融機関 関東財務局長 (登金) 第43号	○		○	
株式会社 阿波銀行	登録金融機関 四国財務局長 (登金) 第1号	○			
株式会社 イオン銀行	登録金融機関 関東財務局長 (登金) 第633号	○			
いちよし証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長 (金商) 第24号	○	○		
岩井コスモ証券株式会社	金融商品取引業者 近畿財務局長 (金商) 第15号	○		○	
エース証券株式会社	金融商品取引業者 近畿財務局長 (金商) 第6号	○			
auカブコム証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長 (金商) 第61号	○		○	
S M B C 日興証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長 (金商) 第2251号	○	○	○	○
株式会社 S B I 証券	金融商品取引業者 関東財務局長 (金商) 第44号	○		○	○
おかやま信用金庫	登録金融機関 中国財務局長 (登金) 第19号	○			
株式会社 神奈川銀行	登録金融機関 関東財務局長 (登金) 第55号	○			
株式会社 北日本銀行	登録金融機関 東北財務局長 (登金) 第14号	○			
株式会社 京都銀行	登録金融機関 近畿財務局長 (登金) 第10号	○		○	
京都信用金庫	登録金融機関 近畿財務局長 (登金) 第52号	○			
株式会社 熊本銀行	登録金融機関 九州財務局長 (登金) 第6号	○			
株式会社 静岡銀行	登録金融機関 東海財務局長 (登金) 第5号	○		○	
静岡ティール証券株式会社	金融商品取引業者 東海財務局長 (金商) 第10号	○			
株式会社 七十七銀行	登録金融機関 東北財務局長 (登金) 第5号	○		○	
七十七証券株式会社	金融商品取引業者 東北財務局長 (金商) 第37号	○			
株式会社 清水銀行	登録金融機関 東海財務局長 (登金) 第6号	○			
株式会社 十八銀行	登録金融機関 福岡財務支局長 (登金) 第2号	○			
株式会社 荘内銀行	登録金融機関 東北財務局長 (登金) 第6号	○			
株式会社 常陽銀行	登録金融機関 関東財務局長 (登金) 第45号	○		○	
株式会社 新生銀行	登録金融機関 関東財務局長 (登金) 第10号	○		○	
株式会社 親和銀行	登録金融機関 福岡財務支局長 (登金) 第3号	○			
株式会社 大光銀行	登録金融機関 関東財務局長 (登金) 第61号	○			
第四北越証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長 (金商) 第128号	○			
株式会社 千葉銀行	登録金融機関 関東財務局長 (登金) 第39号	○		○	
株式会社 中京銀行	登録金融機関 東海財務局長 (登金) 第17号	○			
東海東京証券株式会社	金融商品取引業者 東海財務局長 (金商) 第140号	○		○	○
株式会社 東京スター銀行	登録金融機関 関東財務局長 (登金) 第579号	○		○	
株式会社 栃木銀行	登録金融機関 関東財務局長 (登金) 第57号	○			
株式会社 名古屋銀行	登録金融機関 東海財務局長 (登金) 第19号	○			
株式会社 南都銀行	登録金融機関 近畿財務局長 (登金) 第15号	○			
南都まほろび証券株式会社	金融商品取引業者 近畿財務局長 (金商) 第25号	○			
株式会社 西日本シティ銀行	登録金融機関 福岡財務支局長 (登金) 第6号	○		○	
野村證券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長 (金商) 第142号	○	○	○	○
株式会社 八十二銀行	登録金融機関 関東財務局長 (登金) 第49号	○		○	
株式会社 東日本銀行	登録金融機関 関東財務局長 (登金) 第52号	○			
株式会社 百五銀行	登録金融機関 東海財務局長 (登金) 第10号	○		○	
百五証券株式会社	金融商品取引業者 東海財務局長 (金商) 第134号	○			
株式会社 百十四銀行	登録金融機関 四国財務局長 (登金) 第5号	○			
ひろぎん証券株式会社	金融商品取引業者 中国財務局長 (金商) 第20号	○			
株式会社 広島銀行	登録金融機関 中国財務局長 (登金) 第5号	○		○	
フィリテ証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長 (金商) 第152号	○			
株式会社 福岡銀行	登録金融機関 福岡財務支局長 (登金) 第7号	○		○	
株式会社 福岡中央銀行	登録金融機関 福岡財務支局長 (登金) 第14号	○			
株式会社 福島銀行	登録金融機関 東北財務局長 (登金) 第18号	○			
碧海信用金庫	登録金融機関 東海財務局長 (登金) 第66号	○			
株式会社 北都銀行	登録金融機関 東北財務局長 (登金) 第10号	○			
株式会社 北海道銀行	登録金融機関 北海道財務局長 (登金) 第1号	○		○	
松井証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長 (金商) 第164号	○		○	
マネックス証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長 (金商) 第165号	○	○	○	
丸三証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長 (金商) 第167号	○			
株式会社 みずほ銀行	登録金融機関 関東財務局長 (登金) 第6号	○		○	○
株式会社 三菱UFJ銀行	登録金融機関 関東財務局長 (登金) 第5号	○		○	○
株式会社 三菱UFJ銀行 (委託金融商品取引業者 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社)	登録金融機関 関東財務局長 (登金) 第5号	○		○	○
三菱UFJ信託銀行株式会社	登録金融機関 関東財務局長 (登金) 第33号	○		○	
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長 (金商) 第2336号	○	○	○	○
水戸証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長 (金商) 第181号	○	○		
株式会社 みなと銀行	登録金融機関 近畿財務局長 (登金) 第22号	○		○	
株式会社 山形銀行	登録金融機関 東北財務局長 (登金) 第12号	○			
株式会社 山梨中央銀行	登録金融機関 関東財務局長 (登金) 第41号	○			
株式会社 ゆうちょ銀行	登録金融機関 関東財務局長 (登金) 第611号	○			
楽天証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長 (金商) 第195号	○	○	○	○

以下は取次販売会社（信用金庫）です。

商号（五十音順）	登録番号	加入協会			
		日本証券業協会	一般社団法人 日本投資 顧問業協会	一般社団法人 金融先物 取引業協会	一般社団法人 第二種金融商品 取引業協会
尼崎信用金庫	登録金融機関 近畿財務局長（登金）第39号	○			
愛媛信用金庫	登録金融機関 四国財務局長（登金）第15号				
大阪信用金庫	登録金融機関 近畿財務局長（登金）第45号				
大阪シティ信用金庫	登録金融機関 近畿財務局長（登金）第47号	○			
大牟田柳川信用金庫	登録金融機関 福岡財務支局長（登金）第20号				
蒲郡信用金庫	登録金融機関 東海財務局長（登金）第32号				
京都中央信用金庫	登録金融機関 近畿財務局長（登金）第53号	○			
京都北都信用金庫	登録金融機関 近畿財務局長（登金）第54号				
桐生信用金庫	登録金融機関 関東財務局長（登金）第234号				
埼玉縣信用金庫	登録金融機関 関東財務局長（登金）第202号	○			
三条信用金庫	登録金融機関 関東財務局長（登金）第244号				
芝信用金庫	登録金融機関 関東財務局長（登金）第158号				
城北信用金庫	登録金融機関 関東財務局長（登金）第147号	○			
白河信用金庫	登録金融機関 東北財務局長（登金）第36号				
西武信用金庫	登録金融機関 関東財務局長（登金）第162号	○			
関信用金庫	登録金融機関 東海財務局長（登金）第45号				
玉島信用金庫	登録金融機関 中国財務局長（登金）第30号				
栃木信用金庫	登録金融機関 関東財務局長（登金）第224号				
播州信用金庫	登録金融機関 近畿財務局長（登金）第76号	○			
姫路信用金庫	登録金融機関 近畿財務局長（登金）第80号	○			
兵庫信用金庫	登録金融機関 近畿財務局長（登金）第81号	○			
福島信用金庫	登録金融機関 東北財務局長（登金）第50号				
横浜信用金庫	登録金融機関 関東財務局長（登金）第198号	○			

以下は取次販売会社（労働金庫）です。

商号（五十音順）	登録番号	加入協会			
		日本証券業協会	一般社団法人 日本投資 顧問業協会	一般社団法人 金融先物 取引業協会	一般社団法人 第二種金融商品 取引業協会
沖縄県労働金庫	登録金融機関 沖縄総合事務局長（登金）第8号				
九州労働金庫	登録金融機関 福岡財務支局長（登金）第39号				
近畿労働金庫	登録金融機関 近畿財務局長（登金）第90号				
四国労働金庫	登録金融機関 四国財務局長（登金）第26号				
静岡県労働金庫	登録金融機関 東海財務局長（登金）第72号				
中央労働金庫	登録金融機関 関東財務局長（登金）第259号				
中国労働金庫	登録金融機関 中国財務局長（登金）第53号				
東海労働金庫	登録金融機関 東海財務局長（登金）第70号				
東北労働金庫	登録金融機関 東北財務局長（登金）第68号				
長野県労働金庫	登録金融機関 関東財務局長（登金）第268号				
新潟県労働金庫	登録金融機関 関東財務局長（登金）第267号				
北陸労働金庫	登録金融機関 北陸財務局長（登金）第36号				
北海道労働金庫	登録金融機関 北海道財務局長（登金）第38号				

当資料をご利用にあたっての注意事項等

- 当資料は、東京海上アセットマネジメントが作成した販売用資料であり、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。お申込みに当たっては必ず投資信託説明書（交付目論見書）をご確認の上、ご自身でご判断ください。投資信託説明書（交付目論見書）は販売会社までご請求ください。
- 当資料の内容は作成日時点のものであり、将来予告なく変更されることがあります。
- 当資料は信頼できると考えられる情報に基づき作成しておりますが、その正確性、完全性を保証するものではありません。当資料に掲載された図表等の内容は、将来の運用成果や市場環境の変動等を示唆・保証するものではありません。
- 投資信託は、値動きのある証券等（外貨建資産に投資する場合には、この他に為替変動リスクもあります）に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本が保証されているものではありません。
- 投資信託は金融機関の預金とは異なり元本が保証されているものではありません。委託会社の運用指図によって信託財産に生じた利益および損失は、全て投資家に帰属します。
- 投資信託は、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- 投資信託は、預金および保険契約ではありません。また、預金保険や保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。
- 登録金融機関から購入した投資信託は投資者保護基金の補償対象ではありません。